

議案第 15 号

うるま市都市公園を設置すべき区域の決定について（具志川運動公園）

次のように都市公園を設置すべき区域を決定したいので、都市公園法（昭和 31 年法律第 79 号）第 33 条第 5 項の規定により議会の議決を求める。

- 1 公園の名称 具志川運動公園
- 2 公園の位置 うるま市字大田 456 番外（別途図）
- 3 公園の面積 約 0.12 ha
- 4 公園の種類 運動公園

令和 7 年 2 月 25 日提出

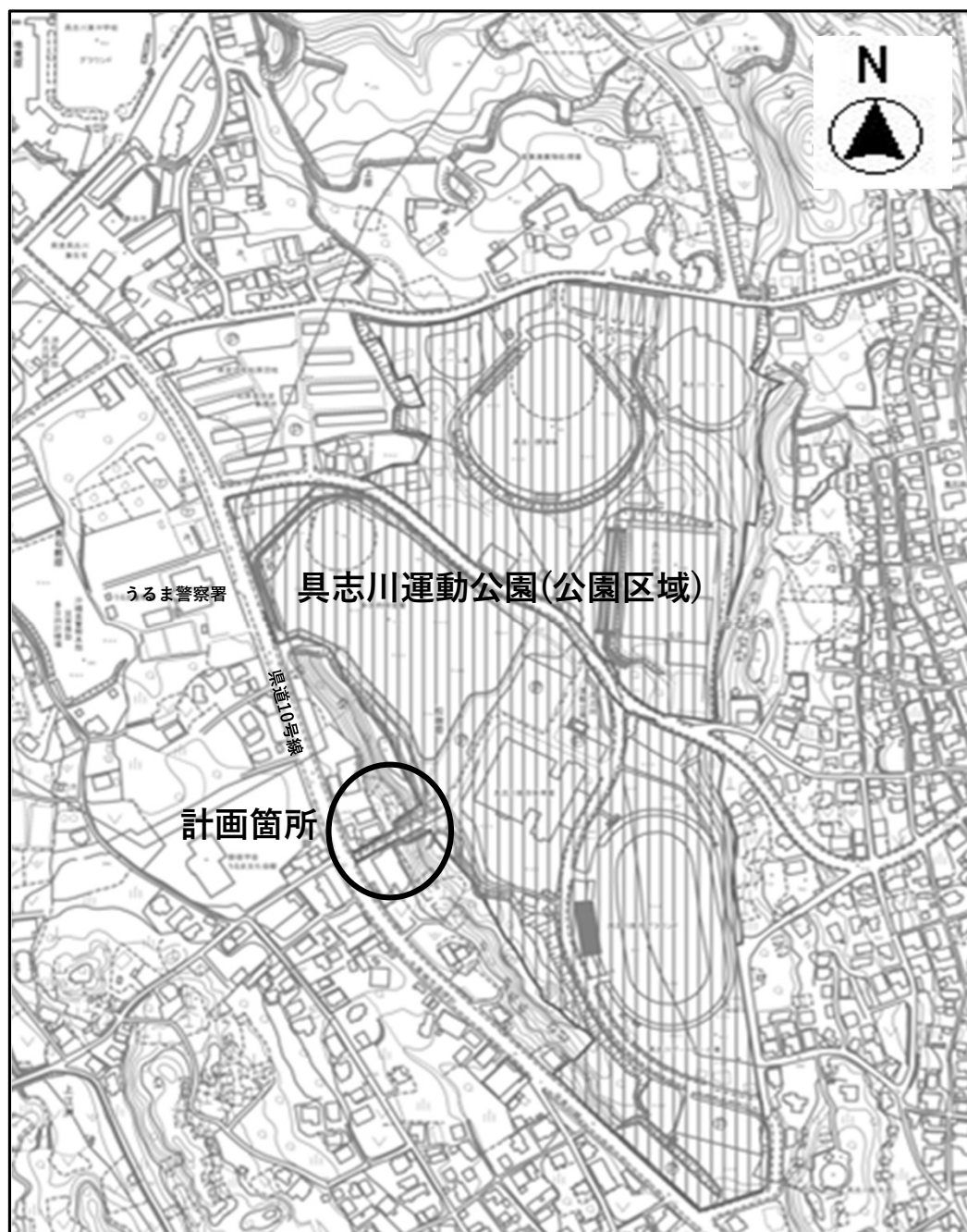
うるま市長 中村 正人

提案理由

大田地区に都市公園を整備するに当たり、区域を決定する必要があるため、提案する。

公園の名称：具志川運動公園

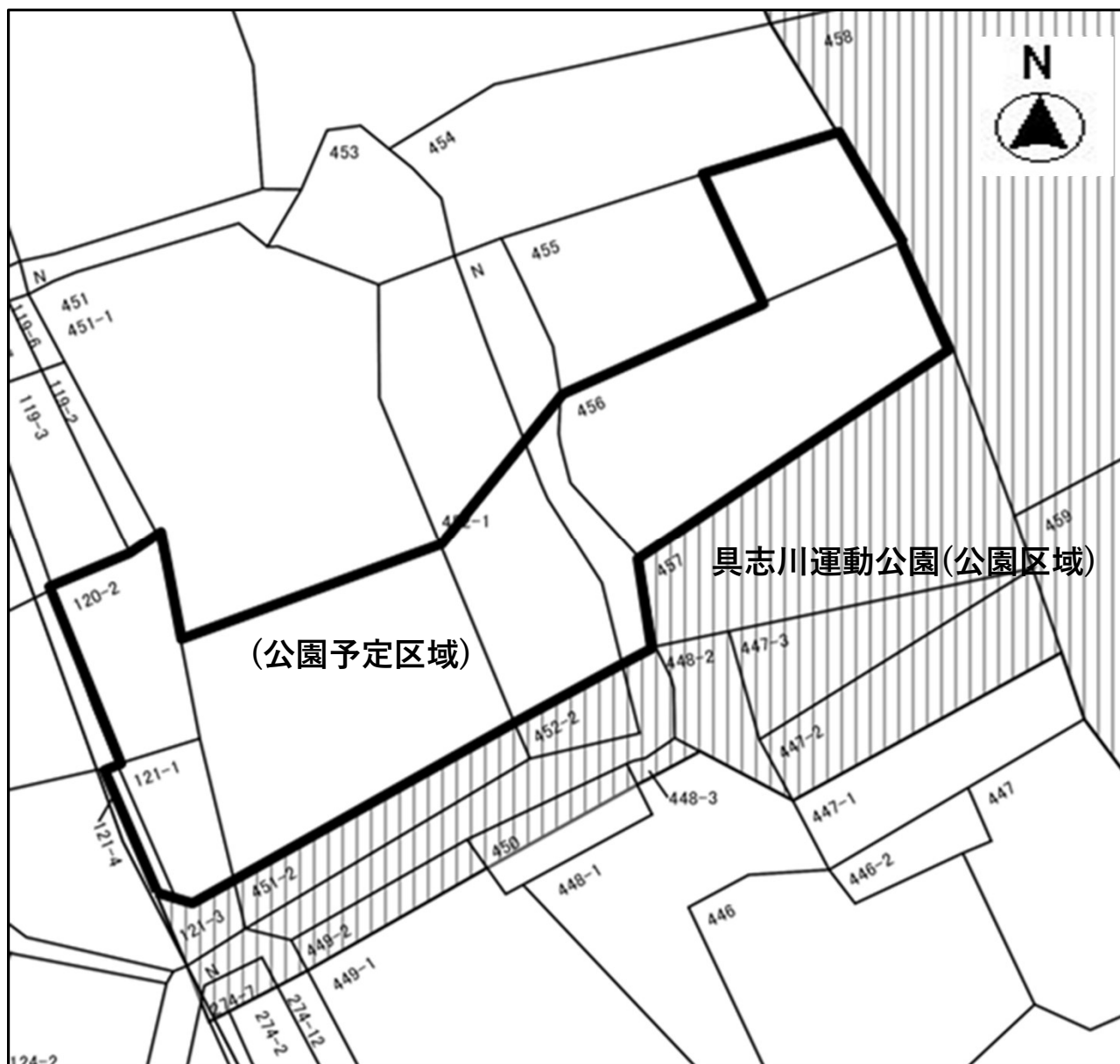
位置図



位置	うるま市字大田456番外
面積	約0. 1 2 ha
縮尺	1／5 0 0 0

公園の名称：具志川運動公園

地積図



【凡例】

□：公園予定区域

位置	うるま市字大田456番外
面積	約0. 1 2 ha
縮尺	なし

議案第 16 号

石川前田第 2 地区土地改良事業（農用地保全）の計画について

石川前田第 2 地区土地改良事業（農用地保全）の計画について、土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 96 条の 2 第 2 項の規定により議会の議決を求める。

令和 7 年 2 月 25 日提出

うるま市長 中村 正人

提案理由

本地区において、土地改良事業（農用地保全）を計画したいので、土地改良法第 96 条の 2 第 2 項の規定により議会の議決を必要とするため提案する。

農地防災事業（ため池等整備事業）石川前田第２地区の計画概要書

1. 事業の概要

本地区は、南北に長く伸びる沖縄本島のほぼ中間、最もくびれた部分に位置し、東は金武湾に面している。

石川前田地区は、農地等災害復旧事業（平成２６年）にフトンかご、農業基盤整備促進事業（平成２７年～平成２８年）により法枠工等が整備されており、花卉および野菜を主体とした畑作地帯である。近年の豪雨による法面の崩壊があり、今後、拡大すれば農業用施設等に多大な損害が生じることが想定される。

よって、本事業により当該法面の土砂崩壊防止工事を行うことで安全対策向上を図り、安定した農作物の増収や高収入作物生産を促進して農業経営の向上を図る。

2. 事業主体 うるま市

3. 受益面積 ０．６５ha

4. 受益戸数 １１戸

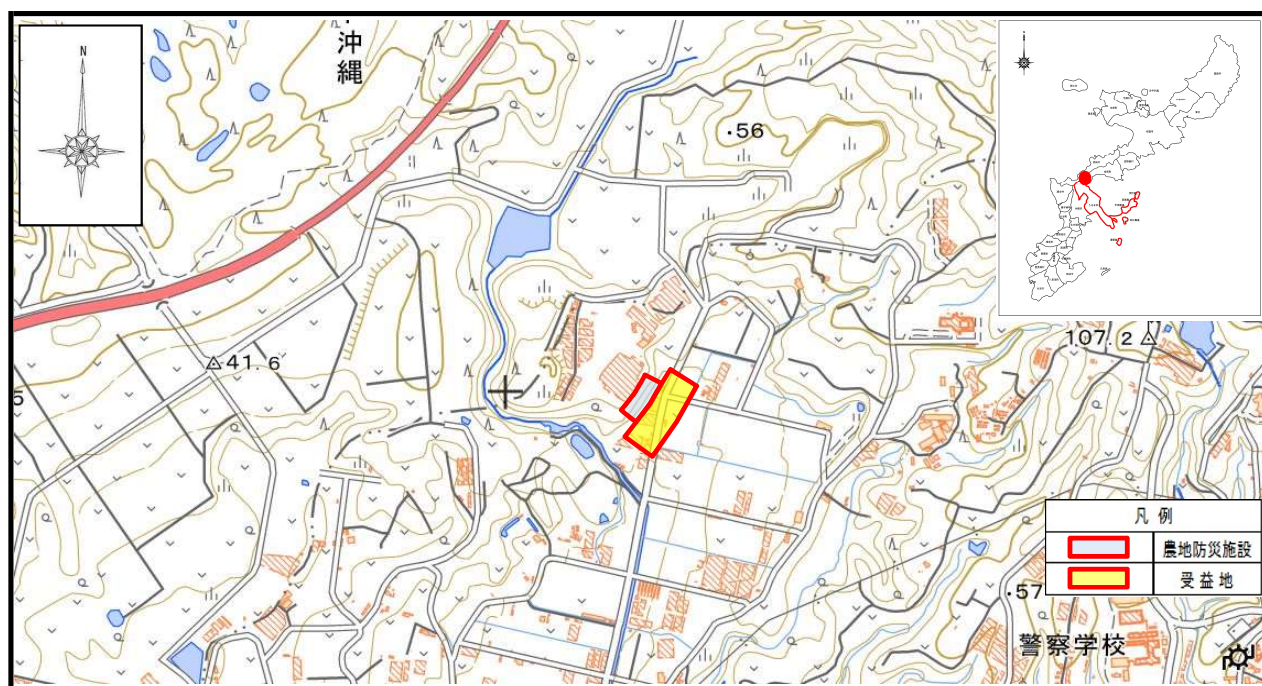
5. 主要工事 吹付枠工 ２，５３１㎡ グラウンドアンカー ３０８本

6. 総事業費 ４６５百万円

7. 負担区分 国８０％、県８．５％、市１１．５％

8. 予定工期 令和７年度～令和１１年度（５年間）

9. 位置図



議案第 17 号

指定管理者の指定について（いちゅい具志川じんぶん館）

指定管理者を次のとおり指定したいので、議会の議決を求める。

- 1 施設 の 名 称 いちゅい具志川じんぶん館
- 2 指定する団体 うるま市字田場 1304 番地 1、1 階
一般社団法人プロモーションうるま
- 3 指 定 の 期 間 令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで

令和 7 年 2 月 25 日提出

うるま市長 中村 正人

提案理由

指定管理者の指定について、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定に基づき、議会の議決を得る必要があり提案する。

議案第 18 号

うるま市市道路線の廃止及び認定について

うるま市市道路線を次のとおり廃止及び認定するに当たり、道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 10 条第 3 項及び第 8 条第 2 項の規定に基づき議会の議決を求める。

路線の廃止

No.	路線名	起点	終点	主要な 経過地
1	勝連 5－3 号線	勝連 5－2 号線	勝連津堅 1 1 0 4 番地	勝連 津堅
2	勝連 5－1 2 号線	勝連 5－4 号線	勝連 5－3 号線	勝連 津堅

路線の認定

No.	路線名	起点	終点	主要な 経過地
1	勝連 5－3 号線	勝連 5－2 号線	勝連津堅 5 7 0－2 番地	勝連 津堅
2	勝連 5－1 2 号線	勝連 5－4 号線	勝連津堅 1 1 0 4 番地	勝連 津堅

令和 7 年 2 月 25 日提出

うるま市長 中村 正人

提案理由

路線延長の変更に伴い、市道の廃止及び認定を行う必要があるため提案する。

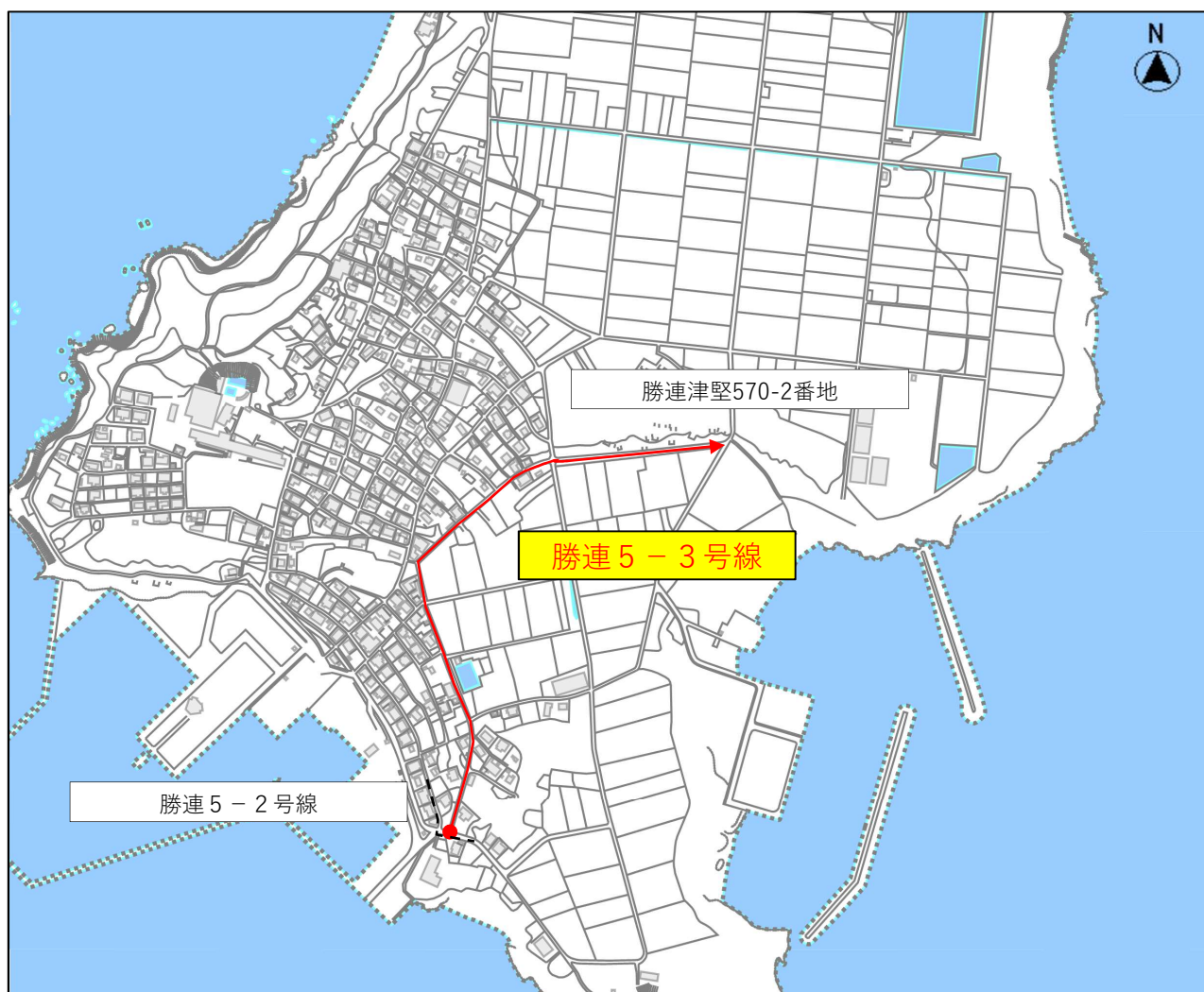
位置図

路線廃止区間



位置図

路線認定区間



位置図

路線廃止区間



位置図

路線認定区間



議案第19号

うるま市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

うるま市職員の給与に関する条例（平成17年うるま市条例第38号）の一部を次のように改正する。

第11条の前の見出しを削り、同条に見出しとして「（扶養手当）」を付し、同条第2項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第6号までを1号ずつ繰り上げ、同条第3項中「前項第1号及び第3号から第6号までに掲げる扶養親族」を「前項第1号に該当する扶養親族（次項において「扶養親族たる子」という。）については1人につき13,000円、同項第2号から第5号までのいずれかに該当する扶養親族」に改め、「、同項第2号に掲げる扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき10,000円」を削り、同条第4項中「（以下「特定期間」という。）」を削り、「5,000円に特定期間」を「、5,000円に当該期間」に改め、同条に次の1項を加える。

5 前各項に規定するもののほか、扶養親族の数の変更に伴う支給額の改定その他扶養手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。

第12条を削る。

第12条の2第2項第3号中「100分の15」を「100分の12」に改め、同項第4号中「100分の12」を「100分の8」に改め、同項第5号中「100分の10」を「100分の4」に改め、同項第6号及び第7号を削り、同条を第12条とする。

第12条の3を第12条の2とする。

第14条第2項第1号及び第3号中「55,000円」を「150,000円」に改める。

第 28 条中「、扶養手当」を削る。

第 28 条の 2 中「、第 11 条、第 12 条、第 12 条の 3 及び第 13 条」を「及び第 11 条」に改める。

第 33 条に次の 1 号を加える。

(16) うるま市行政財産使用料条例（平成 17 年うるま市条例第 49 号）第 3 条による使用料

別表第 1 を次のように改める。

別表第 1（第 4 条関係）
行政職給料表

職員の 区分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	号給	給料月 額	給料月 額	給料月 額	給料月 額	給料月 額	給料月 額	給料月 額
定年前		円	円	円	円	円	円	円
再任用	1	183,500	230,000	265,300	298,800	321,300	355,200	408,300
短時間	2	184,600	231,500	266,300	300,300	323,100	356,900	410,200
勤務職	3	185,800	233,000	267,300	301,800	324,900	358,500	412,100
員以外	4	186,900	234,500	268,300	303,200	326,600	360,100	413,900
の職員	5	188,000	236,000	269,300	304,600	328,300	361,700	415,700
	6	189,700	237,500	270,300	305,700	330,000	363,500	417,500
	7	191,300	239,000	271,300	306,700	331,700	365,000	419,300
	8	192,900	240,500	272,300	307,900	333,400	366,600	421,100
	9	194,500	242,000	273,300	309,100	335,000	368,000	422,700
	10	196,200	243,400	274,300	310,700	336,700	369,600	424,200
	11	197,800	244,800	275,300	312,300	338,400	371,200	425,700
	12	199,400	246,200	276,400	313,900	340,000	372,700	427,200
	13	201,000	247,400	277,400	315,400	341,500	374,600	428,700
	14	202,700	248,600	278,700	317,000	343,100	376,500	430,000

1 5	204, 400	249, 800	280, 000	318, 600	344, 700	378, 400	431, 300
1 6	206, 100	251, 000	281, 200	320, 200	346, 200	380, 200	432, 500
1 7	207, 400	252, 100	282, 500	321, 700	347, 600	381, 700	433, 700
1 8	209, 000	253, 200	283, 800	323, 400	349, 300	383, 500	435, 000
1 9	210, 600	254, 300	285, 000	325, 000	350, 900	385, 200	436, 300
2 0	212, 100	255, 400	286, 200	326, 600	352, 500	386, 800	437, 500
2 1	213, 600	256, 400	287, 300	328, 000	353, 700	388, 500	438, 700
2 2	215, 200	257, 400	288, 500	329, 700	355, 200	389, 900	439, 500
2 3	216, 800	258, 400	289, 800	331, 400	356, 700	391, 300	440, 300
2 4	218, 400	259, 400	291, 100	333, 000	358, 200	392, 700	441, 100
2 5	220, 000	260, 400	292, 400	334, 200	359, 900	394, 100	441, 700
2 6	221, 700	261, 300	293, 400	336, 100	361, 700	395, 300	442, 300
2 7	223, 000	262, 200	294, 400	337, 800	363, 400	396, 500	442, 900
2 8	224, 300	263, 100	295, 500	339, 400	365, 100	397, 500	443, 500
2 9	225, 600	263, 900	296, 600	340, 900	366, 500	398, 600	444, 200
3 0	226, 700	264, 700	297, 800	342, 500	367, 800	399, 800	445, 000
3 1	227, 800	265, 500	298, 900	344, 100	369, 000	400, 900	445, 400
3 2	228, 900	266, 300	300, 100	345, 700	370, 400	402, 000	446, 100
3 3	230, 000	267, 000	301, 300	347, 400	371, 500	402, 700	446, 600
3 4	231, 100	267, 800	302, 600	349, 200	372, 400	403, 400	447, 000
3 5	232, 200	268, 600	303, 900	351, 000	373, 400	404, 100	447, 400
3 6	233, 300	269, 300	305, 200	352, 800	374, 500	404, 800	447, 800
3 7	234, 400	270, 000	306, 500	354, 300	375, 300	405, 400	448, 200
3 8	235, 400	270, 800	307, 800	355, 700	376, 200	406, 000	448, 600
3 9	236, 400	271, 600	309, 100	357, 100	377, 100	406, 500	449, 000
4 0	237, 300	272, 300	310, 400	358, 500	377, 900	406, 900	449, 300
4 1	238, 200	273, 000	311, 700	360, 000	378, 700	407, 300	449, 600
4 2	239, 100	273, 800	313, 000	360, 800	379, 500	407, 500	450, 000
4 3	239, 900	274, 600	314, 300	361, 800	380, 300	407, 800	450, 300
4 4	240, 700	275, 300	315, 400	362, 800	381, 000	408, 100	450, 600
4 5	241, 400	276, 000	316, 300	363, 700	381, 700	408, 400	450, 900

4 6	242, 000	276, 700	317, 600	364, 800	382, 400	408, 700
4 7	242, 600	277, 400	318, 900	365, 700	383, 100	409, 000
4 8	243, 200	278, 100	320, 200	366, 700	383, 800	409, 300
4 9	243, 800	278, 800	321, 400	367, 600	384, 300	409, 500
5 0	244, 400	279, 500	322, 700	368, 300	384, 900	409, 800
5 1	245, 000	280, 200	323, 900	369, 000	385, 500	410, 100
5 2	245, 500	280, 900	325, 100	369, 600	386, 200	410, 400
5 3	246, 000	281, 500	326, 400	370, 000	386, 600	410, 600
5 4	246, 400	282, 200	327, 500	370, 600	387, 200	410, 900
5 5	246, 700	282, 800	328, 600	371, 300	387, 800	411, 200
5 6	247, 000	283, 500	329, 700	372, 000	388, 300	411, 500
5 7	247, 300	284, 100	330, 400	372, 300	388, 700	411, 700
5 8	247, 600	284, 800	331, 300	373, 000	389, 300	412, 000
5 9	247, 900	285, 400	332, 000	373, 700	389, 900	412, 300
6 0	248, 200	286, 100	332, 800	374, 300	390, 400	412, 500
6 1	248, 500	286, 700	333, 600	374, 600	390, 800	412, 700
6 2	248, 800	287, 400	334, 000	375, 100	391, 300	413, 000
6 3	249, 100	288, 000	334, 600	375, 700	391, 800	413, 300
6 4	249, 400	288, 500	335, 300	376, 300	392, 400	413, 500
6 5	249, 700	289, 000	336, 100	376, 600	392, 700	413, 700
6 6	250, 000	289, 600	336, 800	377, 200	393, 100	414, 000
6 7	250, 300	290, 100	337, 500	377, 900	393, 500	414, 300
6 8	250, 600	290, 700	338, 100	378, 500	393, 900	414, 500
6 9	250, 900	291, 200	338, 600	378, 900	394, 200	414, 700
7 0	251, 200	291, 700	339, 200	379, 400	394, 500	415, 000
7 1	251, 500	292, 300	339, 700	380, 000	394, 800	415, 300
7 2	251, 800	292, 900	340, 300	380, 500	395, 000	415, 500
7 3	252, 100	293, 400	340, 600	381, 000	395, 200	415, 700
7 4	252, 400	293, 900	341, 100	381, 600	395, 500	
7 5	252, 700	294, 300	341, 500	382, 100	395, 800	
7 6	253, 000	294, 600	341, 900	382, 400	396, 000	

7 7	253, 300	294, 800	342, 300	382, 800	396, 200
7 8	253, 600	295, 100	342, 800	383, 300	396, 500
7 9	253, 900	295, 300	343, 300	383, 700	396, 800
8 0	254, 200	295, 600	343, 800	384, 100	397, 000
8 1	254, 500	295, 800	344, 100	384, 500	397, 200
8 2	254, 800	296, 000	344, 500	385, 000	397, 500
8 3	255, 100	296, 300	344, 900	385, 400	397, 800
8 4	255, 400	296, 500	345, 300	385, 800	398, 000
8 5	255, 700	296, 800	345, 600	386, 100	398, 200
8 6	256, 000	297, 100	346, 000		
8 7	256, 300	297, 400	346, 400		
8 8	256, 600	297, 700	346, 800		
8 9	256, 900	298, 000	347, 000		
9 0	257, 200	298, 300	347, 400		
9 1	257, 500	298, 600	347, 800		
9 2	257, 800	299, 000	348, 200		
9 3	258, 100	299, 200	348, 400		
9 4		299, 400	348, 800		
9 5		299, 700	349, 200		
9 6		300, 100	349, 500		
9 7		300, 300	349, 800		
9 8		300, 600	350, 200		
9 9		301, 000	350, 600		
1 0 0		301, 400	351, 000		
1 0 1		301, 600	351, 500		
1 0 2		301, 900	351, 900		
1 0 3		302, 200	352, 300		
1 0 4		302, 500	352, 700		
1 0 5		302, 700	353, 200		
1 0 6		303, 000	353, 600		
1 0 7		303, 300	353, 900		

	1 0 8		303,600	354,200				
	1 0 9		303,800	354,700				
	1 1 0		304,200					
	1 1 1		304,600					
	1 1 2		304,900					
	1 1 3		305,100					
	1 1 4		305,300					
	1 1 5		305,600					
	1 1 6		306,000					
	1 1 7		306,200					
	1 1 8		306,400					
	1 1 9		306,700					
	1 2 0		307,000					
	1 2 1		307,400					
	1 2 2		307,600					
	1 2 3		307,900					
	1 2 4		308,200					
	1 2 5		308,500					
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		192,000	219,500	260,000	279,700	294,900	320,600	362,700

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。ただし、
第29条に規定する職員を除く。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(号給の切替)

- 2 令和7年4月1日（以下「切替日」という。）の前日においてうるま市職員の給与に関する条例別表第1の行政職給料表の適用を受けていた職員であって同日に

においてその者が属していた職務の級が次の表に掲げられている職務の級であったものの切替日における号給（以下「新号給」という。）は、切替日の前日においてその者が属していた職務の級及び同日においてその者が受けていた号給（以下「旧号給」という。）に応じて同表に定める号給とする。

行政職給料表の適用を受ける職員の新号給

旧号給	職務の級				
	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1
6	2	1	1	1	1
7	3	1	1	1	1
8	4	1	1	1	1
9	5	1	1	1	1
1 0	6	2	2	1	1
1 1	7	3	3	1	1
1 2	8	4	4	1	1
1 3	9	5	5	1	1
1 4	1 0	6	6	2	1
1 5	1 1	7	7	3	1
1 6	1 2	8	8	4	1
1 7	1 3	9	9	5	1
1 8	1 4	1 0	1 0	6	2
1 9	1 5	1 1	1 1	7	3
2 0	1 6	1 2	1 2	8	4
2 1	1 7	1 3	1 3	9	5
2 2	1 8	1 4	1 4	1 0	6
2 3	1 9	1 5	1 5	1 1	7
2 4	2 0	1 6	1 6	1 2	8

2 5	2 1	1 7	1 7	1 3	9
2 6	2 2	1 8	1 8	1 4	1 0
2 7	2 3	1 9	1 9	1 5	1 1
2 8	2 4	2 0	2 0	1 6	1 2
2 9	2 5	2 1	2 1	1 7	1 3
3 0	2 6	2 2	2 2	1 8	1 4
3 1	2 7	2 3	2 3	1 9	1 5
3 2	2 8	2 4	2 4	2 0	1 6
3 3	2 9	2 5	2 5	2 1	1 7
3 4	3 0	2 6	2 6	2 2	1 8
3 5	3 1	2 7	2 7	2 3	1 9
3 6	3 2	2 8	2 8	2 4	2 0
3 7	3 3	2 9	2 9	2 5	2 1
3 8	3 4	3 0	3 0	2 6	2 2
3 9	3 5	3 1	3 1	2 7	2 3
4 0	3 6	3 2	3 2	2 8	2 4
4 1	3 7	3 3	3 3	2 9	2 5
4 2	3 8	3 4	3 4	3 0	2 6
4 3	3 9	3 5	3 5	3 1	2 7
4 4	4 0	3 6	3 6	3 2	2 8
4 5	4 1	3 7	3 7	3 3	2 9
4 6	4 2	3 8	3 8	3 4	3 0
4 7	4 3	3 9	3 9	3 5	3 1
4 8	4 4	4 0	4 0	3 6	3 2
4 9	4 5	4 1	4 1	3 7	3 3
5 0	4 6	4 2	4 2	3 8	3 4
5 1	4 7	4 3	4 3	3 9	3 5
5 2	4 8	4 4	4 4	4 0	3 6
5 3	4 9	4 5	4 5	4 1	3 7
5 4	5 0	4 6	4 6	4 2	3 8
5 5	5 1	4 7	4 7	4 3	3 9

5 6	5 2	4 8	4 8	4 4	4 0
5 7	5 3	4 9	4 9	4 5	4 1
5 8	5 4	5 0	5 0	4 6	4 2
5 9	5 5	5 1	5 1	4 7	4 3
6 0	5 6	5 2	5 2	4 8	4 4
6 1	5 7	5 3	5 3	4 9	4 5
6 2	5 8	5 4	5 4	5 0	
6 3	5 9	5 5	5 5	5 1	
6 4	6 0	5 6	5 6	5 2	
6 5	6 1	5 7	5 7	5 3	
6 6	6 2	5 8	5 8	5 4	
6 7	6 3	5 9	5 9	5 5	
6 8	6 4	6 0	6 0	5 6	
6 9	6 5	6 1	6 1	5 7	
7 0	6 6	6 2	6 2	5 8	
7 1	6 7	6 3	6 3	5 9	
7 2	6 8	6 4	6 4	6 0	
7 3	6 9	6 5	6 5	6 1	
7 4	7 0	6 6	6 6	6 2	
7 5	7 1	6 7	6 7	6 3	
7 6	7 2	6 8	6 8	6 4	
7 7	7 3	6 9	6 9	6 5	
7 8	7 4	7 0	7 0	6 6	
7 9	7 5	7 1	7 1	6 7	
8 0	7 6	7 2	7 2	6 8	
8 1	7 7	7 3	7 3	6 9	
8 2	7 8	7 4	7 4	7 0	
8 3	7 9	7 5	7 5	7 1	
8 4	8 0	7 6	7 6	7 2	
8 5	8 1	7 7	7 7	7 3	
8 6	8 2	7 8	7 8		

8 7	8 3	7 9	7 9		
8 8	8 4	8 0	8 0		
8 9	8 5	8 1	8 1		
9 0	8 6	8 2	8 2		
9 1	8 7	8 3	8 3		
9 2	8 8	8 4	8 4		
9 3	8 9	8 5	8 5		
9 4	9 0				
9 5	9 1				
9 6	9 2				
9 7	9 3				
9 8	9 4				
9 9	9 5				
1 0 0	9 6				
1 0 1	9 7				
1 0 2	9 8				
1 0 3	9 9				
1 0 4	1 0 0				
1 0 5	1 0 1				
1 0 6	1 0 2				
1 0 7	1 0 3				
1 0 8	1 0 4				
1 0 9	1 0 5				
1 1 0	1 0 6				
1 1 1	1 0 7				
1 1 2	1 0 8				
1 1 3	1 0 9				

(切替日前の異動者の号給の調整)

- 3 切替日前に職務の級を異にする異動をした職員の新号給については、その者が切替日において当該異動をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、規則で定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(令和8年3月31日までの間における扶養手当に関する経過措置)

- 4 切替日から令和8年3月31日までの間におけるこの条例による改正後のうるま市職員の給与に関する条例第11条の規定の適用については、同条第2項中

「(5) 重度心身障害者」とあるのは

「(5) 重度心身障害者

(6) 配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。))と、同条第3項中「13,000円」とあるのは「11,500円」と、「とする」とあるのは「、前項第6号に該当する扶養親族については3,000円」とする」とする。

(うるま市職員の定年年齢の引上げに伴う関係条例の整備に関する条例の一部改正)

- 5 うるま市職員の定年年齢の引上げに伴う関係条例の整備に関する条例(令和4年うるま市条例第50号)の一部を次のように改正する。

附則第12条第7項中「、第11条並びに第13条」を「並びに第11条」に改める。

令和7年2月25日提出

うるま市長 中村 正人

提案理由

令和6年人事院勧告及び沖縄県人事委員会勧告に鑑み、職員の手当等を改正し、及び行政財産使用料について給与からの控除を行うため、当該条例を改正する必要があると提案する。

議案第 20 号

うるま市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

うるま市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（令和 4 年うるま市条例第 39 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条第 1 項の表を次のように改める。

号給	給料
1 号給	3 9 2, 0 0 0 円
2 号給	4 4 0, 0 0 0 円
3 号給	4 9 2, 0 0 0 円
4 号給	5 5 5, 0 0 0 円
5 号給	6 3 4, 0 0 0 円
6 号給	7 4 0, 0 0 0 円
7 号給	8 6 4, 0 0 0 円

第 7 条第 3 項を次のように改める。

3 前項の規定による号給の決定は、予算の範囲内で行わなければならない。

第 9 条第 1 項中「第 1 2 条」を「第 1 1 条」に、「、第 1 7 条から第 1 9 条まで及び第 2 7 条」を「及び第 1 7 条から第 1 9 条まで」に改め、同条第 2 項中「第 2 4 条第 2 項」の次に「及び第 2 7 条」を加え、「「1 0 0 分の 1 2 2. 5」を「給与条例第 2 4 条第 2 項中「1 0 0 分の 1 2 5」に、「1 0 0 分の 1 7 0」を「1 0 0 分の 9 5」と、給与条例第 2 7 条第 2 項第 1 号中「1 0 0 分の 1 0 5」とあるのは「1 0 0 分の 8 7. 5」に改める。

第 1 0 条第 1 項中「第 6 条の 2」を「第 6 条」に改める。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

令和 7 年 2 月 2 5 日提出

うるま市長 中村 正人

提案理由

令和 6 年人事院勧告及び沖縄県人事委員会勧告に鑑み、うるま市一般職の任期付職員の給与を改定するため、当該条例を改正する必要があると提案する。

議案第 21 号

うるま市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

うるま市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成 17 年うるま市条例第 29 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条の 3 第 2 項中「3 歳に満たない子」を「小学校就学の始期に達するまでの子」に改め、同条第 3 項中「（職員の配偶者で当該子の親である者が、常態として当該子を養育することができる者として規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。以下この項において同じ。）」を削り、同条第 4 項中「第 2 項中「3 歳に満たない子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあり、」を「並びに第 2 項」に改め、「（職員の配偶者で当該子の親である者が、常態として当該子を養育することができる者として規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。以下この項において同じ。）」を削る。

第 15 条第 1 項中「配偶者等」を「配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。）」、父母、子、配偶者の父母その他規則で定める者（第 15 条の 3 第 1 項において「配偶者等」という。）」に改める。

第 15 条の 2 の次に次の 2 条を加える。

（配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等）

第 15 条の 3 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の申告、請求又は申出（次条において「請求等」という。）に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 任命権者は、職員に対して、当該職員が 40 歳に達した日の属する年度（4 月 1 日から翌年の 3 月 31 日までをいう。）において、前項に規定する事項を知らせなければならない。

（勤務環境の整備に関する措置）

第15条の4 任命権者は、介護両立支援制度等の請求等が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 職員に対する介護両立支援制度等に係る研修等の実施
- (2) 介護両立支援制度等に関する相談体制の整備
- (3) その他介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の日を時間外勤務制限開始日とする改正後のうるま市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第8条の3第2項の規定による請求（3歳から小学校就学の始期に達するまでの子を養育するために行うものに限る。）を行おうとする職員は、施行日前においても、規則の定めるところにより、当該請求を行うことができる。

令和7年2月25日提出

うるま市長 中村 正人

提案理由

令和6年人事院勧告、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」の改正等に鑑み、当該条例を改正する必要があると提案する。

議案第 22 号

うるま市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

うるま市職員の育児休業等に関する条例（平成 20 年うるま市条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 19 条第 3 項中「第 61 条第 3 2 項において読み替えて準用する同条第 29 項」を「第 61 条の 2 第 20 項」に改める。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

令和 7 年 2 月 25 日提出

うるま市長 中村 正人

提案理由

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の改正に伴い、当該条例を改正する必要があると提案する。

議案第 2 3 号

うるま市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

うるま市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成 1 7 年うるま市条例第 3 3 号）の一部を次のように改正する。

別表中

固定資産評価審査委員	日額	5,000
「を		
固定資産評価審査委員	日額	9,000
「に、		
保育所内科嘱託医	年額	120,000
保育所歯科嘱託医	年額	90,000
「を		
保育所等内科嘱託医	保育所	年額 120,000
	小規模保育事業所	年額 40,000
保育所等歯科嘱託医	保育所	年額 90,000
	小規模保育事業所	年額 30,000
「に、		
地方公務員法第3条第3項第3号及び第3号の2に該当するその他特別職の職員	日額	16,000以内
	時給	3,000以内
「を		
地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項第3号及び第3号の2に該当するその他特別職の職員	日額	16,000以内
	時給	5,000以内
「に		

改める。

改める。

附 則
この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

令和 7 年 2 月 2 5 日提出

うるま市長 中村 正人

提案理由

固定資産評価審査委員等の報酬の額を見直し、並びにうるま市立小規模保育事業所の内科嘱託医及び歯科嘱託医の報酬の額を定めるため、当該条例を改正する
必要があり提案する。

議案第 24 号

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(うるま市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正)

第 1 条 うるま市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成 27 年うるま市条例第 36 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 号中「第 2 条第 8 項」を「第 2 条第 9 項」に改め、同条第 3 号中「第 2 条第 12 項」を「第 2 条第 13 項」に改め、同条第 4 号中「第 2 条第 14 項」を「第 2 条第 15 項」に改める。

(うるま市税条例の一部改正)

第 2 条 うるま市税条例(平成 17 年うるま市条例第 45 号)の一部を次のように改正する。

第 36 条の 2 第 9 項中「第 2 条第 15 項」を「第 2 条第 16 項」に改める。

第 63 条の 2 第 1 項第 1 号中「同条第 15 項」を「同条第 16 項」に改める。

第 89 条第 2 項第 2 号及び第 139 条の 3 第 2 項第 1 号中「第 2 条第 15 項」を「第 2 条第 16 項」に改める。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

令和 7 年 2 月 2 5 日提出

うるま市長 中村 正人

提案理由

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の公布に伴い、関係条例を改正する必要があると提案する。

議案第25号

物品の取得について（令和7年度中学校教科書改訂に伴う教師用指導書等購入）

次のように物品売買契約を締結したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号の規定により議会の議決を求める。

- 1 契約の目的 令和7年度中学校教科書改訂に伴う教師用指導書等購入
- 2 物品の数量 488冊
- 3 契約の方法 随意契約
- 4 契約金額 26,913,150円
- 5 契約の相手方 住 所 沖縄県那覇市港町4丁目6番4号
商号又は名称 沖縄県教科書供給株式会社
氏 名 代表取締役 仲村 広司

令和7年2月25日提出

うるま市長 中村 正人

提案理由

令和7年度中学校教科書改訂に伴う教師用指導書等購入における物品売買契約については、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を必要とするため提案する。

議案第 26 号

うるま市附属機関設置条例の一部を改正する条例

うるま市附属機関設置条例（平成 17 年うるま市条例第 19 号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

うるま市総合計画策定評価委員会	市総合計画の策定及び評価に関し必要な事項を調査審議すること。
-----------------	--------------------------------

」を

「

うるま市総合計画策定評価委員会	市総合計画の策定及び評価に関し必要な事項を調査審議すること。
うるま市感動産業特区まちづくり推進本部	うるま市感動産業特区まちづくりの推進に関し必要な事項を調査審議すること。

」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。
（うるま市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）
- 2 うるま市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成 17 年うるま市条例第 33 号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

空家等対策審議会委員	日額 8, 0 0 0
------------	-------------

」を

「

空家等対策審議会委員	日額 8, 0 0 0
うるま市感動産業特区まちづくり推進本部委員	日額 8, 0 0 0

」に改める。

令和7年2月25日提出

うるま市長 中村 正人

提案理由

うるま市感動産業特区まちづくり推進本部を設置するため、当該条例を改正する必要があると提案する。

議案第27号

うるま市よなしろ地域共生センター条例

うるま市社会福祉センター条例（平成18年うるま市条例第16号）の全部を改正する。

（設置）

第1条 うるま市の地域福祉を増進し、誰もが互いに支えあうことのできる地域共生社会の実現に寄与するため、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）

第244条の2第1項の規定に基づき、うるま市よなしろ地域共生センター（以下「センター」という。）を設置する。

（名称及び位置）

第2条 センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

- （1） 名称 うるま市よなしろ地域共生センター
- （2） 位置 うるま市与那城屋慶名1098番地

（使用者）

第3条 センターを使用することができる者は、うるま市に住所を有する者及び市内に活動拠点を有する公共的団体等とする。

2 市長は、前項に規定する者の使用に支障がないと認めるときは、それ以外の者に使用させることができる。

（事業）

第4条 センターにおける事業は、次のとおりとする。

- （1） 地域福祉の増進を図るための会議及び研修事業
- （2） 市民の福祉及び生活の向上を図るための相談事業
- （3） ボランティア活動の推進に関する事業
- （4） 地域共生社会の実現に向けた取組に関する事業
- （5） 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事業

（開館時間）

第5条 センターの開館時間は、午前8時30分から午後10時までとする。ただし、市長が必要と認めたときは、これを変更することができる。

(休館日)

第6条 センターの休館日は、日曜日及びうるま市の休日を定める条例（平成17年うるま市条例第2号）第1条第1項第2号から第4号までに規定する市の休日とする。ただし、市長が必要と認めたときは、臨時に休館日に開館し、又は休館日以外の日に休館することができる。

(使用の許可)

第7条 センターを使用しようとする者は、事前に市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更するときも、同様とする。

2 市長は、管理運営上必要があると認めるときは、前項の許可に条件を付することができる。

(許可の制限)

第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、センターの使用を許可しない。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認めるとき。
- (2) センターを汚損し、損傷し、又は滅失するおそれがあると認めるとき。
- (3) 集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うおそれがある組織の利益になると認めるとき。
- (4) センターの管理運営上支障があると認めるとき。
- (5) 前各号に掲げる場合のほか、その使用が不適當であると認めるとき。

(使用者の原状回復の義務)

第9条 使用者は、センターの使用が終了したとき、又は次条の規定により、使用を制限され、若しくは使用の停止を命ぜられ、若しくは使用の許可を変更され、若しくは取り消されたときは、速やかにセンターを原状に回復しなければならない。ただし、市長の承認を得たときは、この限りでない。

(使用の許可の取消し等)

第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その使用を制限し、若しくは使用の停止を命じ、又は使用の許可を変更し、若しくは取り消すことができる。

- (1) 第8条各号のいずれかに該当するとき。
- (2) この条例に違反したとき。
- (3) 使用目的以外の使用又は使用の許可に付した条件に違反したとき。
- (4) 偽りその他不正な手段により第7条の許可を受けたとき。
- (5) 災害その他の避けることのできない理由により必要があるとき。

(6) 公益上必要があるとき。

(7) 前各号に掲げる場合のほか、管理運営上支障を及ぼすおそれがあるとき。

- 2 市長は、前項の規定によりその使用を制限し、若しくは使用の停止を命じ、又は使用の許可を変更し、若しくは取り消した場合において使用者に損害が生じて、その賠償の責めは負わないものとする。

(入館の制限等)

第11条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認められる者に対して、入館を禁止し、又は退場を命ずることができる。

(1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがある者

(2) 他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれがある者

(3) センターを汚損し、損傷し、又は滅失するおそれがある者

(4) その他センターの管理上必要な指示に従わない者

(権利の譲渡等の禁止)

第12条 使用者は、センターを使用する権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

(使用料)

第13条 第7条の許可を受けた者は、別表に定めるセンターの使用に係る使用料（以下「使用料」という。）を市長に支払わなければならない。

(使用料の減免)

第14条 市長は、規則で定めるところにより、使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用料の返還)

第15条 既に納入された使用料は、返還しない。ただし、市長は、規則で定める特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を返還することができる。

(指定管理者による管理)

第16条 センターの管理は、法第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて、市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができるものとする。

- 2 市長は、前項の規定によりセンターの管理を指定管理者に行わせようとするときは、指定管理者の指定を受けようとする法人その他の団体を公募するものとする。

- 3 市長は、センターの管理運営上特に必要があると認めるときは、指定管理者に必要

な指示等を行うことができる。

- 4 第3条及び第5条から第15条までの規定は、第1項の規定により指定管理者が管理するセンターについて準用する。この場合において、第3条第2項、第7条から第11条まで及び第13条から第15条までの規定中「市長」とあるのは「指定管理者」と、第3条、第7条第1項、第8条から第10条まで、第12条、第13条及び別表中「使用」とあるのは「利用」と、第13条から第15条までの規定及び別表中「使用料」とあるのは「利用料金」と、第5条及び第6条中「市長が必要と認めたときは」とあるのは「指定管理者が必要と認めるときは、市長の承認を得て」と、第14条及び第15条の規定中「規則で定める」とあるのは「市長が規則で定める」と読み替えるものとする。

(指定管理者の業務)

第17条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 第4条に掲げる事業の企画、立案及び実施に関する業務
- (2) センターの利用の許可及び許可に付する条件に関する業務
- (3) 利用の許可の取消し等及び立入りの制限等に関する業務
- (4) 原状回復に関する業務
- (5) 利用料金の徴収及び返還に関する業務
- (6) センターの維持管理に関する業務
- (7) 前各号に掲げるもののほか、センターの管理に関する業務で市長が別に定める業務

(指定管理者の指定の申請)

第18条 第21条の規定による指定を受けようとするものは、規則に定める申請書に、事業計画書その他規則に定める書類（以下「事業計画書等」という。）を添えて、市長に申請しなければならない。

(指定管理者の選定)

第19条 市長は、前条の規定による申請があったときは、次の各号のいずれにも該当する団体のうちから指定管理者の候補者を選定することができる。

- (1) 事業計画書等によるセンターの管理運営が、利用者の平等な利用を確保することができるものであること。
- (2) 事業計画書等の内容が、センターの施設及び設備の効用を最大限に発揮させるとともに、その管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
- (3) 事業計画書等に沿った管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有しているものであること。

(4) 市民の福祉の増進及び福祉意識の高揚を図ることを目的として設立された法人及び団体で、かつ、市内に住所を有し活動をしているものであること。

(5) その他市長が施設の性質又は目的に応じて必要とするものであること。

(公募によらない指定管理者の候補者の選定)

第20条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、前条の規定によらず、指定管理者の候補者を選定することができる。

(1) 指定施設の設置目的、特性、規模等から特定の団体に管理させることが、適切な管理運営に資すると認めるとき。

(2) 緊急の必要により公募することができないとき。

(3) 申請した団体の中に指定管理者として適当な団体がないと認められるとき。

(4) 指定管理者の指定を受けた団体が、第22条に規定する協定を締結しないとき。

(指定管理者の指定)

第21条 市長は、第19条又は前条により選定した指定管理者の候補者について、法第244条の2第6項の規定による議会の議決を経て当該候補者を指定管理者に指定するものとする。

(協定の締結)

第22条 指定管理者の指定を受けた団体は、市長とセンターの管理に関する協定を締結しなければならない。

(指定管理者の指定の取消し等)

第23条 市長は、指定管理者が法第244条の2第10項の指示に従わないときその他当該指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるときは、法第244条の2第11項の規定に基づき、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

2 前項の規定により、指定を取り消し、又は期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合において指定管理者に損害が生じても、市長は、その賠償の責めを負わない。

(利用料金)

第24条 市長は、法第244条の2第8項の規定により、別表に掲げる使用料（次項において「利用料金」という。）を、指定管理者の収入として収受させることができる。

- 2 利用料金は、別表に定める額の範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定めるものとする。これを変更しようとするときも、同様とする。

(事業報告書の作成及び提出)

第25条 指定管理者は、毎年度終了後10日以内に、規則に定める事業報告書その他規則に定める書類（以下「事業報告書等」という。）を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、年度の途中において第23条第1項の規定により指定を取り消されたときは、その取り消された日から起算して30日以内に当該年度の当該日までの間の事業報告書等を提出しなければならない。

(指定管理者の原状回復の義務)

第26条 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき、又は第23条第1項の規定により指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、その管理しなくなったセンターを速やかに原状に回復しなければならない。ただし、市長の承認を得たときは、この限りでない。

(損害の賠償)

第27条 建物、設備、備品その他物件を汚損し、損傷し、又は滅失した者は、直ちにその旨を市長が必要であると認める事項を記載した書面により市長に届け出るとともに、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、賠償額の全部又は一部を免除することができる。

(指定管理者が行う個人情報の取扱い)

第28条 指定管理者は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第66条第2項の規定により準用する同条第1項の規定により指定管理者が公の施設の管理の業務を行う場合における個人情報（同法第2条第1項に規定する個人情報をいう。次項において同じ。）の取扱いについて講ずべき安全管理措置を確実に実施しなければならない。

- 2 第17条の業務に従事している者又は従事していた者は、その業務に関して知り得た個人情報を正当な理由がなく、他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

(指定管理者の指定又は取消しの告示)

第29条 市長は、第21条の規定により指定管理者の指定をしたとき、又は第23条第1項の規定によりその指定を取り消したときは、遅滞なくその旨を告示しなければならない。

(委任)

第30条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日の前日までに、この条例による改正前のうるま市社会福祉センター条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

別表（第13条、第16条、第24条関係）

種別	使用料（1時間につき）	
	8：30～17：00	17：00～22：00
3階ホール	1,000円 (1,000円)	1,500円 (1,000円)
2階ホール	700円 (700円)	1,050円 (700円)
会議室	150円 (150円)	220円 (150円)
研修室A (和室)	200円 (200円)	300円 (200円)
研修室B	300円 (300円)	450円 (300円)
備考		
1 冷房を使用する場合、（ ）内の金額を加算した額を使用料とする。		
2 市外の者が使用する場合は、使用料を1.5倍した額とする。		
3 第6条に規定する休館日に開館した場合の使用料は、17：00以降の使用料とする。		

- 4 入場料その他これに類する料金を徴収する場合は、使用料を2倍にした額とする。
- 5 使用料の額に10円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

令和7年2月25日提出

うるま市長 中村 正人

提案理由

社会福祉法に基づく地域共生社会の実現に向け、与那城社会福祉センターの機能を拡充し複合的に使用することに伴い、当該条例を改正する必要があると提案する。

議案第 28 号

うるま市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

うるま市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 26 年うるま市条例第 18 号）の一部を次のように改正する。

第 16 条第 1 項第 2 号中「市町村（特別区を含む。第 21 条第 2 項において同じ。）」を「市」に改め、「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加える。

第 21 条第 2 項中「市町村」を「市」に改める。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

令和 7 年 2 月 25 日提出

うるま市長 中村 正人

提案理由

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の改正等に伴い、当該条例を改正する必要があると提案する。

議案第 29 号

うるま市企業版ふるさと納税基金条例

(設置)

第 1 条 地域再生法（平成 17 年法律第 24 号）第 5 条第 4 項第 2 号に規定するまち・ひと・しごと創生寄附活用事業（次条において「事業」という。）に要する経費の財源に充てるため、うるま市企業版ふるさと納税基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第 2 条 事業に対する法人からの寄附金の全部又は一部は、基金として積み立てるものとする。

2 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算（以下「予算」という。）で定める額とする。

(管理)

第 3 条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第 4 条 基金の運用から生ずる収益は、予算に計上して、この基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第 5 条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第 6 条 基金は、第 1 条に規定する経費の財源に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

(委任)

第 7 条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和 7 年 2 月 2 5 日提出

うるま市長 中村 正人

提案理由

うるま市まち・ひと・しごと創生寄附活用事業を効果的かつ効率的に行うため、当該条例を制定する必要があると提案する。

議案第30号

うるま市水道事業の布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の一部を改正する条例

うるま市水道事業の布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例（平成24年うるま市条例第33号）の一部を次のように改正する。

第3条第1号中「の土木工学科」を「において土木工学科」に改め、「において、衛生工学又は水道工学に関する学科目」を削り、「2年以上水道」を「3年以上水道、工業用水道、下水道、道路又は河川（以下この項において「水道等」という。）」に改め、「有する者」の次に「（1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」を加え、同条第2号を次のように改める。

（2） 学校教育法による大学において機械工学科若しくは電気工学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、4年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（2年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）

第3条第3号中「高等専門学校」の次に「（次号において「短期大学等」という。）」を、「修了した後」の次に「。次号において同じ。」を加え、「水道」を「水道等」に改め、「有する者」の次に「（2年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」を加え、同条第8号中「1年以上水道」を「1年以上水道等」に改め、「有する者」の次に「（6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」を加え、同号を同条第10号とし、同条第7号中「第1号若しくは第2号に規定する課程及び学科目又は第3号若しくは第4号」を「第1号から第6号まで」に改め、「又は学科目」を削り、「最低経験年数以上水道」を「最低経験年数以上水道等」に改め、「有する者」の次に「（それぞれ当該各号に規定する水道等の最低経験年数の2分の1以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」を加え、同号を同条第9号とし、同条第6号中「にあつては1年以上」を「にあつては2年以上」に、「2年以上水道」を「3年以上水道等」に改め、「有する者」の次に「（第1号の卒業者にあつては1年以上、第2号の卒業者にあつては1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」を加え、同号を同条第8号とし、同条第5号中「水道」を「水道等」に改め、「有する者」の次に「（5年以上水道の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」を加え、同号を同条第7号とし、同号の前に次の1号を加える。

（6） 高等学校等において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修め

て卒業した後、8年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（4年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）

第3条第4号中「中等教育学校」の次に「（次号において「高等学校等」という。）」を加え、「水道」を「水道等」に改め、「有する者」の次に「（3年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」を加え、同号を同条第5号とし、同号の前に次の1号を加える。

（4） 短期大学等において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、6年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）

第3条に次の1号を加える。

（11） 建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第34条第1項及び第2項の規定による土木施工管理に係る1級の技術検定に合格した者であつて、3年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）

第4条第1号を次のように改める。

（1） 前条第1号、第3号及び第5号に規定する学校において土木工学科若しくは土木科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後（学校教育法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した後）、同条第1号に規定する学校を卒業した者については3年以上、同条第3号に規定する学校を卒業した者（同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した者）については5年以上、同条第5号に規定する学校を卒業した者については7年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

第4条第2号中「及び第4号」を「及び第5号」に改め、「土木工学以外の」を削り、「に関する学科目」を「の課程」に、「学科目を」を「課程（土木工学科及び土木科並びにこれらに相当する課程を除く。）を」に、「同条第4号」を「同条第5号」に改め、同条第4号中「及び第4号」を「及び第5号」に、「学科目」を「課程」に、「卒業した後（学校教育法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した後）」を「卒業した（当該課程を修めて学校教育法に基づく専門職大学の前期課程（以下この号において「専門職大学前期課程」という。）を修了した場合を含む。）後」に、「同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した者」を「専門職大学前期課程の修了者を含む。次号において同じ。」に、「同条第4号」を「同条第5号」に改め、同条第5号中「第2号」を「第1号若しくは第2号」に、「学科目」を「課程」に、「卒業者（学校教育

法による専門職大学の前期課程の修了者を含む。）」を「卒業した者」に改め、同条に次の２号を加える。

- (７) 技術士法第４条第１項の規定による第２次試験のうち上下水道部門に合格した者（選択科目として上水道及び工業用水道を選択したものに限る。）であって、１年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (８) 建設業法施行令第３４条第１項及び第２項の規定による土木施工管理に係る１級の技術検定に合格した者であって、３年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

附 則

この条例は、令和７年４月１日から施行する。

令和７年２月２５日提出

うるま市長 中村 正人

提案理由

水道法施行令及び水道法施行規則の改正に伴い、当該条例を改正する必要があると提案する。